

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公表番号】特表2011-528656(P2011-528656A)

【公表日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-047

【出願番号】特願2011-518816(P2011-518816)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	9/08	

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月25日(2012.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

dry型加齢性黄斑変性(「dry型AMD」)を処置するためにdry型AMDを有する患者の眼に投与される生体適合性の薬物送達システムであって、抗血管新生剤としての、ベバシズマブ、ラニビズマブ、それらの誘導体、エステル、塩および混合物からなる群から選択される抗血管内皮増殖因子(「抗VEGF」)剤と、抗血管新生剤を伴うポリマービヒクルとしての乳酸-グリコール酸コポリマー(「PLGA」)とを含む薬物送達システム。

【請求項2】

抗血管新生剤が、ポリマービヒクル全体に均一に分散されることによってポリマービヒクルに伴う、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項3】

前部眼内位置に注入することによって投与される、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項4】

後部眼内位置に注入することによって投与される、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項5】

硝子体腔の中に注入することによって投与される、請求項4に記載の薬物送達システム

。

【請求項 6】

抗血管新生剤が、ベバシズマブ、または、その誘導体、エステルもしくは塩である、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項 7】

約5 μg～約3mgのベバシズマブを含む、請求項6に記載の薬物送達システム。

【請求項 8】

24時間にわたって平均して約10ng～約40 μgの間のベバシズマブを放出し、好ましくは24時間にわたって平均して約14 μg～約28 μgの間または約7 μg～約14 μgの間のベバシズマブを放出する、請求項7に記載の薬物送達システム。

【請求項 9】

患者において、片方の眼がdry型AMDであり、他方の眼がwet型AMDである、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項 10】

dry型AMDを、処置眼におけるdry型AMDからwet型AMDへの進行を防止または遅延させることによって処置する、請求項9に記載の薬物送達システム。

【請求項 11】

dry型AMDを、投与を行ったdry型AMD眼における網膜血管新生の開始を防止または遅延させることによって処置する、請求項9に記載の薬物送達システム。

【請求項 12】

約25において約0.1 / 秒の剪断速度で、約130,000cps～約300,000cpsの間の粘度を有する、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項 13】

25～30ゲージのシリンジを使用して注入される、請求項1に記載の薬物送達システム。

【請求項 14】

テノン囊下、結膜下、脈絡膜上、強膜内、硝子体内および眼球後方の眼内位置からなる眼内位置群から選択される眼内位置に投与される、請求項1に記載の薬物送達システム。